

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護 グループホーム花咲み 運営規程

（事業の目的）

第1条

医療法人財団湖聖会が開設する「グループホーム花咲み」（以下「事業所」という。）が行う、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という。）は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境及び地域住民の交流のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

- 1 事業所において提供する事業は、介護保険法及び関係する厚生労働省令、告示の趣旨並びに富士市条例内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 グループホーム花咲み
- ② 所在地 静岡県富士市宇東川西町 8 番 41 号

（従業者の員数及び職務内容）

第4条

事業所に勤務する従業者の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、業務の管理及び従業者等の管理を一元的に行う。

- ② 計画作成担当者 1名（常勤または非常勤兼務）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- ③ 介護職員 7名以上（常勤兼務、非常勤兼務）
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 1年を通じて毎日営業する（休業日は設けない）
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで（窓口・事務業務）
- ③ サービス提供時間 24時間

（利用定員）

第6条 利用定員は、9名とする。

（事業の実施地域）

第7条 富士市全域

（指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成）

第8条

- 1 事業の開始に際し、利用者の心身の状況、希望及び、そのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。
- 2 （介護予防）介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

（介護の内容）

第9条

事業の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

（指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用料等）

第10条

- 1 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、

当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の利用者負担割合の欄に記載された割合を利用者負担額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- ① 食費 朝食300円、昼食600円、夕食500円
- ② 家賃 66,000円／月
- ④ 水光熱費 21,000円／月（700円／日）
- ⑤ おむつ代 50円～150円／枚
- ⑥ 理美容サービス 実費
- ⑦ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適當と認められる費用 実費

- 2 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。
- 3 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。又、併せて支払いに同意する旨の文書に、署名を（記名押印）受けることとする。
- 4 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

（入退居に当たっての留意事項）

第11条

- 1 事業の対象者は、要支援2以上であり且つ認知症と診断された者で、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。但し、次のいずれかに該当する場合は対象から除かれる。
 - ① 認知症の原因となる疾患が急性の状態にあり症状が落ち着いていない場合、もしくは医療的治療がより求められている場合
 - ② 認知症以外の疾患について、常時の医療行為・処置が必要とされる状態にある場合
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者である等、入居申込者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の措置を速やかに講じる。
- 4 入居中の留意事項は、以下のとおりとする。
 - ① 外出は、必ず事前に従業者へ申し出ること。
 - ② 飲酒・喫煙については、必ず事前に従業者へ相談すること。
 - ③ 火気の取り扱いは、禁止とする。
 - ④ 設備・備品等の利用は、従業者へ相談すること。
 - ⑤ 所持品・備品等の持ち込みは、必ず事前に従業者へ相談すること。
 - ⑥ 金銭・備品の管理は、必ず事前に従業者へ相談すること。
 - ⑦ 利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は、禁止とする。
 - ⑧ ペットの持ち込みは、禁止とする。

- ⑨ 他の利用者への迷惑行為は、禁止とする。
- 5 利用者の退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助・指導を行うとともに、居宅介護支援事業所への情報提供及び保健医療機関又は福祉サービス提供者との密接な連携に努める。
- 6 利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後1ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当事業所に円滑に入居できることが體制を確保する。

(身体拘束その他の行動制限)

第12条

- 1 当事業所では、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
緊急やむを得ず身体拘束を実施する必要がある場合は、あらかじめご利用者、またそのご家族様に説明を行い、同意を文章で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行います。
前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由を記録しなければならない。その記録は2年間保管しなければならない。
- 2 身体的拘束の適正化を図るために以下の措置を講じる。
 - 身体拘束等の適正化の為の指針を整備する。
 - 身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヶ月に1回以上開催しその結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図る。
 - 介護職員、その他の従業者に対し身体拘束等の適正化の為の研修を定期的に実施する。

(秘密保持)

第13条

- 1 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第14条

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第15条

- 1 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第16条

- 1 事業者は、ご利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医療品及び医療用具の管理を適切に行う。
- 2 事業所において感染症が発症し又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保険所の助言・指導を求める。
- 3 事業所は、従業者に対し感染症等に関する知識の習得を講じる。
- 4 事業所は感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第17条

- 1 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第18条

- 1 事業所の従業者は、事業の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(非常災害対策)

第19条

- 1 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(災害時の地域連携に関する事項)

第20条

- 1 災害時は、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、事業者は、日頃から地域との連携を図り災害発生時には速やかに、地域住民や関係団体、行政等と連携が取れるような体制を確保しておく。
- 2 地域で主催する防災訓練や、様々な活動に積極的に参加するよう努めます。
- 3 事業所の防災訓練に、地域住民の方にも参加していただけるよう計画します。
- 4 日頃から、消防署や、防災関係機関、行政、地域住民代表者、民生委員の方との連携、協力関係を構築し、地域との交流に努めます。
- 5 災害時の事業計画において、関係機関等連絡先を明確にしておきます。

(業務継続計画の策定等)

第21条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策に関する事項)

第22条

- 1 事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。
- 2 ハラスメント指針を整備し、窓口を明確化するとともに、職員に周知します。
- 3 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、同時案が発生しない為の再発防止を検討します。
- 4 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について定期的に研修などを実施します。また、職員との面談や会議等の場を定期的に設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。
- 5 カスタマーハラスメントと判断された場合には、行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

(運営推進会議)

第23条

- 1 事業所の行う指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び認知症対応型共同生活介護について知見を有する者とする。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。
- 4 事業の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営についての重要事項)

第24条

- 1 全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者等の質の向上を図るために、次のとおり研修の機会を設ける。
 - ① 採用時研修 採用後1か月以内
 - ② 繼続研修 年3回程度
 - ③ 委員会・勉強会の開催 隨時
- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人財団百葉の会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

付 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。